

名誉毀損罪昭和二二年改正への途

佐伯仁志

はじめに

第一章 明治四〇年刑法までの沿革

第二章 改正刑法仮案の起草過程

第三章 名誉侵害罪の重罰化の原因

おわりに

はじめに

周知のように戦前の言論は厳しい国家統制の下にあった。戦前の大日本国憲法も言論の自由を保障してはいたが、それは法律の留保の下であり、多くの言論規制法が存在していた。戦後、GHQの指令によって言論規制法の効力が停止され、昭和二二年に施行された新憲法の下で表現の自由が保障されるようになった。同年には、刑法が一部改正され、名誉毀損罪について、事実証明の規定が新設されるとともに、同罪の法定刑が引き上げられた。

名誉毀損罪の事実証明規定は、戦前にも出版法・新聞紙法に存在していたが、その要件が極めて厳格に解されていた。昭和二二年改正は、その適用範囲を出版物に限らず一般化して刑法典に規定するとともに、要件も緩和したのである。他方で、名誉毀損罪の法定刑の上限は、一年から三年に引き上げられた。この一見相反する改正は、新憲法の下で名誉権を含む人権が尊重されるようになったこと、および、事前検閲が廃止され、表現の自由が保障されるようになったことから、名誉侵害をより厳しく処罰する必要があるためと説明された。改正法の解説を書かれた中野次雄博士は、「今回の法定刑の引き上げは、憲法が特に強調する人権尊重の精神に従って、この機会に個人の重要権益の一つたる名誉の保護を厚くする趣旨を宣言したものと見られるのである。……新憲法の保障に基づいて言論出版が完全に自由となり、事前検閲の一切廃止された今日においては、その自由の濫用・行きすぎによる名誉毀損の危険は往時に比して一層増大している。言論出版が自由になったことの反面として名誉の保護が一段と留意されなければならぬのである。これらが本条改正の理由に他ならない」と述べている。⁽¹⁾

筆者は、以前、この説明に基づいて、規制緩和によって事前規制社会から事後規制社会に転換すると抑止力を確保するために制裁が厳しくなる傾向があることの一例として名誉毀損罪の法定刑の引き上げを挙げたことがある。⁽²⁾しかし、その後、戦前の言論規制について調べたことを契機として、このような理解の妥当性について疑いを持つようになった。⁽³⁾

そもそも、戦前の出版法・新聞紙法による出版規制において、名誉毀損に当たる言論は規制の対象ではなかった。⁽⁴⁾したがって、中野博士が指摘されたような出版法・新聞紙法の事前検閲制度の廃止による名誉毀損の危険の増大は、あつたとしても間接的なものにはすぎなかったのである。

真実証明規定の導入については、すでに、奥平康弘教授が、「新聞紙法・出版法の全廃により、この例外措置をも失くしてしまつたら、真実の証明を許さない二三〇条の原則だけが支配することになる。それは困るといふ法律上の関心（あえていえば、内閣法制局的な問題関心）から、二三〇条ノ二が考案され挿入されたとみるべきである。立法者はこのことによつて、表現の自由に関し戦前にはなかつたなにかを積極的に新しく創設するといふ意欲をもつていたとは思えない。旧法律規定の積みかえといふ意識だつたと考えられる」と指摘されている。⁽⁵⁾

戦前の刑法改正作業の終着点であつた改正刑法仮案では、すでに名誉毀損罪の法定刑の引き上げと事実証明の導入が規定されていた。そうだとすれば、昭和二年改正は、新憲法に基づく新たな立法ではなく、戦前の改正作業の一部実現ととらえるべきなのであろうか。

このような疑問を検討するため、以下では、まず戦前の名誉侵害罪について簡単に紹介したうえで、改正刑法仮案の起草過程を検討することにした。

斎藤信治先生には、御著書・御論文を通じて、また直接お目にかつた際に、多くのご教示をいただき、そのお手柄と学問的態度に感銘を受けてきた。斎藤先生が古稀を迎えられることを心よりお祝いして、本稿を献げたい。

第一章 明治四〇年刑法までの沿革

一 名誉に対する罪の沿革

最初に、明治維新から明治四〇年の現行刑法制定までの名誉に対する罪の沿革を簡単に紹介しておきたい。⁽⁶⁾
 名誉に対する罪は、「新律綱領」(明治三年頒布)、「改定律令」(明治六年布告)にも存在していたが、我が国初の近代的法規は、言論弾圧法として悪名高い明治八年の「讒謗律」である。その規定は、以下のようなものであった。⁽⁸⁾

第一条 凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者ハ之ヲ讒毀トス、人ノ行事ヲ挙ルニ非スシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謗トス、著作文書若クハ画図肖像ヲ用ヒ展観シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ条別ニ從テ罪ヲ科ス

第二条 第一条ノ所為ヲ以テ乗与ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下(二罪併セ科シ或ハ偏ヘニ一罪ヲ科ス以下之ニ倣ヘ)

第三条 皇族ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄一五日以上二年半以下罰金一五円以上七百元以下

第四条 官吏ノ職務ニ関シ讒毀スル者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十円以上五百円以下誹謗スル者ハ禁獄五日以上一年以下罰金五円以上三百円以下

第五条 華士族平民ニ対スルヲ論セス讒毀スル者ハ禁獄七日以上一半年以下罰金五円以上三百円以下誹謗スル者

ハ罰金三百円以上百円以下

第六條 法ニ依リ檢官若クハ法官ニ向テ罪犯ヲ告發シ若クハ証スル者ハ第一條ノ例ニアラス、其ノ故造誣告シタル者ハ誣告律ニ依ル

第七條 若シ讒毀ヲ受ルノ事刑法ニ觸ルル者檢官ヨリ其事ヲ糾治スルカ若クハ讒毀スル者ヨリ檢官若クハ法官ニ告發シタル時ハ讒毀ノ罪ヲ治ムル事ヲ中止シ以テ事案ノ決ヲ俟チ其ノ被告人罪ニ座スル時ハ讒毀ノ罪ヲ論セス若シ事刑法ニ觸レスシテ単ヘニ人ノ榮譽ヲ害スル者ハ讒毀スルノ後官ニ告發スト雖仍ホ讒毀ノ罪ヲ治ム

第八條 凡ソ讒毀誹謗ノ第四條第五條ニ係ル者ハ被害ノ官民自ラ告ルヲ待テ乃チ論ス

同時に新聞紙條例が制定され、讒謗律と新聞紙條例によつて編集者・新聞記者で罪に問われる者が相次いだ。当初は、禁獄の執行が自宅禁獄であつたので自宅で執筆できたが、明治九年に新築の獄舎が落成してからは、獄舎に収容されたため、新聞記者に恐慌を來したといふ。⁽⁹⁾

続いて、明治一三年に制定された「旧刑法」の規定は以下のようなものであつた。⁽¹⁰⁾

第十二節 誣告及誹毀ノ罪

第三百五十八條 惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス左ノ例ニ照シテ処斷ス

一、公然ノ演說ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス

二、書類図画ヲ公布シ又雜劇偶像ヲ作為シテ人ヲ誹毀シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十九条 死者ヲ誹毀シタル者ハ誣罔ニ出テタルニ非サレハ前条ノ例ニ照ラシテ処断スルコトヲ得ス

第三百六十一条 此節ニ記載シタル誹毀ノ罪ハ被害者又ハ死者ノ親族ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス

第四編 違警罪

第四百二十六条 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五十錢以上一円以下ノ科料ニ処ス

十二 公然人ヲ罵詈嘲弄シタル者、但訴ヲ以テ其ノ罪ヲ論ス

旧刑法施行により、讒謗律は廃止された。読売新聞の記事データベースによれば、明治一五年に旧刑法が施行されると新聞社の編集者等が処罰される記事が激減しており、⁽¹¹⁾ 讒謗律廃止の影響の大きさが伺われる。

旧刑法施行後、何度かの刑法改正案を経て、明治四〇年に現行刑法が制定された。⁽¹²⁾ その規定は以下のとおりである。

第三十四章 名誉ニ対スル罪

第二三一条 公然事実ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハソノ事実ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ

五百円以下ノ罰金ニ処ス

死者ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ルニ非サレハ之ヲ罰セス

第二三二条 事実ヲ摘示セスト雖公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

第二三三條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

二 出版法・新聞紙法ノ事實證明規定

この間、明治二〇年に出版条例および新聞紙條例に名譽毀損罪ノ事實證明規定が設けられ、⁽¹³⁾その後、明治二六年に制定された出版法および明治四二年に制定された新聞紙法にこれが引き継がれた。新聞紙法ノ規定は以下のようなものである（出版法ノ規定もほぼ同じ）。

新聞紙法第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ対スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス専ラ公益ノ為ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行為ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ対シテハ其ノ義務ヲ免ル

しかし、大審院ノ判例は、同條にいう「私行」ノ範圍を極めて広く解したため、公務員による公務執行に關する記事を除いて事實證明による免責が認められることはほとんどなかつた。すなわち、大判大正六年四月五日（刑録二三輯六卷二七五頁）は、「新聞紙法第四十五條ニ所謂私行トハ人ノ私生活關係ニ於ケル行為ヲ指稱スルモノナレハ官吏公吏其他ノ公務ニ従事スル者ノ行為ト雖モ其公生活關係ニ非スシテ其私生活關係ニ屬スルモノハ之ヲ私行ナリト解スヘク行為ノ結果力直接ニ利害關係ヲ公衆ニ及ホス虞アリヤ否ヤノ点ヨリ觀察シテ之ヲ以テ私行ト否トヲ甄別スルノ標準

ト為スハ当ラス」と一般論を述べた上で、公務員が詐欺罪を行ったとの記事は私行に渉るものと判示した。その後、この判例に従って、弁護士株主総会における行為（大判大正一二・一二・一四刑集二卷九七六頁）、弁護士の訴訟代理を断る行為（大判大正一二・一二・二七刑集二卷一〇三七頁）、医師の治療行為（大判大正一三・七・一九刑集三卷五八三頁）、弁護士の報酬契約（大判昭和六・一一・五刑集一〇卷五二七頁）、弁護士の訴訟行為（大判昭和八・六・六刑集一二卷六五三頁）、市の失業救済事業における市会議員の詐欺行為（大判昭和九・二・八刑集一三卷一〇七頁）、後見人の横領行為（大判昭和九・三・八刑集一三卷二四三頁）、商店の営業に関する行為（大判昭和一一・七・二刑集一五卷八五七頁）、市会議員が産業奨励金の下附を受ける行為（大判昭和二五・一・二五刑集一九卷一頁）などが「私行」とされている。

なお、法律の事実証明規定に該当しなくとも、裁判所が情状取調べとして事実証明を許すことは妨げないと解されていた。⁽¹⁴⁾

第二章 改正刑法仮案の起草過程

一 概 観

現行刑法の改正作業は、大正一〇年に臨時法制審議会に対して刑法改正に関する諮問（諮問第四号）がなされたことと始まる。その内容は、以下のようなものであった。

政府ハ主トシテ左ノ理由ニ基キ現行刑法ノ規定中改正スヘキモノアリト認ム。其ノ可否如何。若シ可トセハ改正

ノ綱領如何。

- 一 現行刑法ノ規定ハ之ヲ我国固有ノ道德及美風良習ニ稽ヘ改正ノ必要アルヲ認ム
- 一 現行刑法ノ規定ハ人身及名誉ノ保護ヲ完全ニスル為改正ノ必要アルヲ認ム
- 一 輒近人心ノ趨向ニ見テ犯罪防遏ノ効果ヲ確實ナラシムル為刑事制裁ノ種類及執行方法ヲ改ムルノ必要アルヲ認ム

諮問を受けた臨時法制審議會は、主査委員會を設置して綱領案を作成させ、作成された綱領案について審議を行つて、大正一五年一一月に「刑法改正ノ綱領」を決議答申した。綱領中で名誉に対する罪に関連する項目としては以下のものがある。

- 一、各罪ニ対スル刑ノ輕重ハ本法ノ醇風美俗ヲ維持スルコトヲ目的トシ忠孝其ノ他道義ニ関スル犯罪ニ付テハ特ニ其ノ規定ニ注意スルコト
- 三五、名誉毀損罪ハ之ヲ重キモノト輕キモノトニ區別シ其ノ重キモノハ之ヲ非親告罪ト為スコト但被害者ノ意思ニ反シテ訴追スルヲ得サル規定ヲ設クルコト
- 名誉毀損罪ノ刑ハ之ヲ重クシ生命身体ニ対スル罪ノ刑ト權衡ヲ得シムルコト
- 三六、名誉毀損罪ニ付被害者ハ事實ノ証明ヲ求ムルコトヲ得ヘキ規定ヲ設クルコト

この答申に基づいて、刑法改正案の作成が司法省に指示され、昭和二年一月に泉二新熊を中心とする司法省職員によって刑法改正原案起草委員会が組織され、同年三月に刑法予備草案が作成された。続いて、同年六月に「刑法並監獄法改正調査委員会」が設置され、同年六月一四日の総会において刑法改正起草委員会を設けることとした。同月一八日に第一回起草委員会が開催され、その後、昭和六年九月一五日まで一五一回にわたり審議を重ねて総則編を脱稿してこれを総会の議に付し、若干の条項を留保したまま未定稿としてこれを発表した。引き続き同年九月二二日より各則編の審議を開始し、二〇八回にわたり会議を重ねて成案を得てこれを総会に付議し、昭和一五年三月一九日に若干の条項を留保のまま審議を終わり、未定稿としてこれを発表した。これが「刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保事項（刑法総則及各則未定稿）」⁽¹⁵⁾いわゆる「改正刑法仮案」である。

以下では、刑法仮案の名譽に対する罪の成立過程について審議の様子を見ていくことにしたい。

二 臨時法制審議会における審議

(一) 臨時法制審議会の開催と主査委員会の設置

諮問第四号を受けて、大正一〇年一月二八日に第一回臨時法制審議会総会が開催され、最初に高橋是清首相から諮問の内容とその理由が示された後、質疑が行われた。

名譽に対する罪に関連する部分としては、高橋首相が、諮問第二条の理由として、「近時世間ノ情態ヲ察シマスルニ、物質偏重ノ傾向ハ日ニ甚シイヤウテアリマス、之ヲ救治スルニハ教育ノ力其他社会的施設、行政上ノ措置等幾多ノ途カアラウト考ヘラレマスケレトモ、法制ノ如何モ亦至大ノ関係カアルト信シマス、然ルニ現行刑法ハ此点ニ於テ適當

テナイモノカアルヤウニ考ヘマスノテ、之ニ相当ノ改正ヲ加フルノ必要カアルト思ヒマス」と述べている。これを受けて、幹事の林頼三郎は、「現行刑法ノ規定ハ財産權ノ主ナ方面ニ付テハ相当ニ周密ニ出来テ居リマス、先ツ大体ニ於テ今日ノ制度テ差支ナイト思ヒマスカ、人身及名誉ノ点ニ於テハ財産ノ方ニ比較シマスルト幾分カ輕クナツテ居ルヤウナ感シカアリマス、是ハ實際ノ取扱ニ干与シタ経験家ハ深ク感シテ居リマス」と述べ、その例として、窃盜・詐欺の刑が懲役一〇年迄であるのに対して、名誉毀損の刑は一年以下の懲役または五百円以下の罰金であることを挙げている。⁽¹⁶⁾

臨時法制審議會は改正の議を可決し、主査委員會を設けて綱領案の作成を行わせることになった。

(二) 主査委員會における綱領案の作成

主査委員會は、大正一〇年一二月に第一回の會議が開催され、倉富勇三郎が主査委員長に互選された。主査委員會は、小委員を選定して幹事と伴に綱領準備草案を作成させることとし、倉富、花井、豊島直通委員が小委員に指名された(豊島の海外出張後は鈴木喜三郎)。小委員會は大正一〇年一二月以来四回の會議を開催し、小委員會での審議に基づいて幹事會が案を作成し、これを更に小委員會で審議して大正一三年九月に綱領準備草案が作成され、主査委員會に答申された。⁽¹⁷⁾ 主査委員會においては、第一〇回會議で、以下の綱領準備草案第三五および第三六の審議がなされた。⁽¹⁸⁾

三五、名誉毀損罪ハ之ヲ非親告罪ト為スコト但シ被害者ノ意思ニ反シテ訴追スルヲ得サル規定ヲ設クルコト。

三六、名誉毀損罪ニ付被害者ハ事実ノ証明ヲ求ムルコトヲ得ヘキ規定ヲ設クルコト

花井委員は、綱領準備草案第三五の理由として、「現行刑法ノ規定ハ人身及名誉保護ノ為ニ完全テナイ、故ニ改正ノ必要アルコトヲ認ムト云フノテコサイマス、政治上ノ誤解或ハ誤解曲解ヲ故ラニ為シテ頭ノ熟セサル青少年ニ或印象ヲ与ヘル、之カ為メニ大罪ヲ犯スニ至ル、畢竟名誉ノ毀損ニ胚胎ヲスルノテアリマス政治上反対党ニ対スル曲解的名譽毀損程恐ルヘキ結果ヲ招来スルモノハアリマセヌ、政府ノ諮問ハ特ニ此点ニ注意致シテ居ル」と述べている。花井は、また、小委員会において名誉に対する罪の刑を重くし懲罰償金を徴する規定を設ける提案をして可とされたはずだと指摘している。その後、牧野英一委員に名誉保護に関する案の作成を依頼することとして散会した。

第一一回会議では、牧野委員から名誉毀損罪の非親告罪化に関して、①名誉毀損罪を軽重で区別し重いものを非親告罪（職権犯）とする案、②虚偽の事実を故意に公示する場合と図利目的の場合を非親告罪とする案、③動機が特に醜悪な場合と被害者の身分・社会的地位により名誉毀損の影響が被害者に止まらない場合を非親告罪とする案の三案が提案され、⁽¹⁹⁾審議が行われた。

名誉毀損罪の非親告罪化については、花井委員から、現行刑法制定の際に両院協議会において官吏侮辱罪が廃止されたにもかかわらず、⁽²⁰⁾名誉毀損罪の重い場合を非親告罪化すると、官吏侮辱がこれに当たるものとして復活するのではないかという強い懸念が述べられている。「官吏ニシテ侮辱セラレタル場合ニ職権犯トシテ侮辱者カ起訴セラレルト云フコトニナリマスレハ、有ラユル官吏就中稅務官吏、警察官吏ヲシテ職權ヲ乱用スル所ノ武器ヲ携ヘテ人民ニ臨マシムルト云フコトニナルト云フ惧カ確ニアル」というのである。⁽²¹⁾ 関直彦委員からも、①非親告罪化しなければならぬ理由をあまり見出さない、②官吏侮辱を処罰するのは文化の開けた時代の思想に一致しない、③自己の体験から非親告罪化すると被害者が証人として呼び出されるなど迷惑を被ることがある、などの消極意見が述べられた。しか

し、審議の結果、綱領準備草案第三五がそのまま可決された。

第三五の規定形式については、山岡萬之助委員が、親告罪と非親告罪の間に存する特別の性質を有するものであることを指摘した上で、「外国ノ所謂親告罪ト云フモノハ本当ヲ言ヘハ我國民性ニ適合シナイノテアリマス」、原案は「結局ハ親告罪ト同シコトニナリマスカ、ソコカ國民性カ外国ノ國民性ト違ツテ居ツテ、向フハ檢事ノ主張ハ必スヤル……日本テハ自分カラ進シテ人ヲ牢ニ入レルト云フコトハヤラヌテアロウト思ヒマスカ、ソコカ國民性ノ大變違ツテ居ル所テ、ソレヲ逆ニスルカ丁度宜イモノテアラウカト考ヘラレマス」という興味深い指摘をしている⁽²²⁾。

注目されるのは、花井委員が、名誉毀損罪の重罰化を強く主張していることである。花井委員は、その理由を、「私カ名誉罪ニ対スル嚴罰主義ヲ採リマスノハ名誉毀損ノ事件ニ伴フテ生スル別ノ大罪惡ノ發生ヲ防キタイカラテアリマス、人ノ名誉ヲ毀損スル、其毀損セラレタル人ノ社会的位置、政治家トシテノ位置、或ハ実業家トシテノ位置、學者トシテノ位置或ハ軍人トシテノ位置其誤マレル名誉毀損ノ為ニ救フヘカラサル損害ヲ生シル実例ハ言フ迄モナク、其甚タシキニ至ツテハ生命マテモ奪ハレタヨウナ実例モアルノテアリマスカラ、之ヲ救済スルノ途ヲ立テネハナラヌ」と述べ、英国では名誉毀損が無期懲役まで処せられており、英国で決闘が少ないのは名誉の保護が行き届いているからではないかと述べている。そして、「英吉利ノ如ク終身懲役ニマテ及スコトヲ欲スルノテアリマス、名誉ハ人ノ生命テアル、社会上ニ重イ地位、責任ヲ有スル者ニ対シテ謂レナク名誉ヲ傷ケルト云フコトハ一種ノ精神的殺傷テアリマス、本条ハ生命身体ニ対スル罪ノ刑ト權衡ヲ得セシムルト云フコトニ定メタイノテアリマス、現行法第二百四条ノ前段ノ規定ニ則リ十年以下トシ短期ヲ三年以上位ニシテ現行法ノ選択刑ヲ改メテ、金刑ハ名誉毀損罪ニハ認メナイト云フコトニ致シタイノテアリマス」と述べている⁽²³⁾。記録に現れている限りでは、嚴罰化を強く主張しているのは花井

委員だけであり、綱領第三五の二項として「名誉毀損罪ノ刑ハ之ヲ重クシ生命身体ニ対スル罪ノ刑ト權衡ヲ得シムルコト」という規定が入ったのは、花井の主張が大きかったのではないかと思われる。

綱領準備草案第三六の事実証明規定については、記録で見ると限りほとんど審議が無い。主査委員会の最終回に、第三五と併せて採決した際に、倉橋委員長から、これは必ずしも刑罰規定ではなく手続規定ではという発言があり、また、林頼三郎委員から、新聞紙法の被告人による事実証明の請求とは別個に被害者の請求を認めるものであるとの趣旨の発言があることが注目される程度である。⁽²⁴⁾

(三) 臨時法制審議会における綱領案の審議

大正一五年一月八日に開催された第二回臨時法制審議会総会で主査委員会委員長の花井卓蔵が報告を行った。名誉に対する罪に関する綱領第三五および第三六は、同年一〇月一五日に開催された第四回総会において審議が行われた。まず、綱領第三五に関して、花井は、「第三十五号ノ綱領ハ専ラ我国ノ現在ニ於ケル弊ニ鑑ミタノデアリマス、御承知ノ如ク名誉毀損ノ罪ヲ輕ク取扱フト云フ結果ハ恐ルヘキ大罪ヲ誘發致シマス、殺人ノ犯罪、傷害ノ犯罪、放火、器物毀棄暴行脅迫アラユル犯罪行為ハ皆人ノ名誉ヲ毀損スルコトヲ放任スルニ由リテ生スルノデアリマス、名誉毀損ノ罪ノ輕キニ乘シ、其親告罪ナルニ乘シ或ハ印刷物ヲ發行スル、或ハ所謂ル怪文書ヲ以テ宣伝スル、而シテ人ノ名誉ヲ毀損スル、之ヲ以テ政争ノ具ニ供スル、之ヲ信スルモノカ出テ來ル、恐ルヘキ大罪ヲ犯スニ至ルノテアル……ソコテ之ヲ重ク罰スル、重ク罰シテ此害ヲ除キ、大罪ヲ未發ニ防キタイト云フ趣旨ニ於テ主査会ハ之ヲ決定シタノデアリマス」と述べている。そして、名誉毀損の行為を重くして生命身体に対する罪の刑と權衡を得しむることについては、「名

譽毀損ノ行為ハ生命身体ニ関スル重大ナル犯罪ヲ誘発スルモノテアリマシテ、實質上教唆ト軒軽スル所ハナイノテアリマス、又人ノ名譽ハ其毀損セラレタル人ノ社会上ノ地位如何ニ因リ、其人ノ身体生命ト軽重スル所ハアリマセヌ、名譽ヲ保護スルコトハ畢竟人格權ヲ保護スル所以テアリマス、乍併立法例ニ比シテ如何ニモ大胆テアリ且ツ余リニ酷ニ過キテ居ルト云フ非難カアルカモ存シマセヌカ、時弊ヲ匡救スル上ニ於テ已ムヲ得ナイノテアリマス」と説明している。⁽²⁵⁾

次に、花井は、名譽毀損罪を親告罪とすかどうかについては議論頗る沸騰して容易に決定を見なかつたが、軽重の區別を設けて、重い場合は非親告罪（職権犯）とすることとした、と述べる。そして、重い場合としては、動機の醜悪な場合、特に損害の酷い場合、予め計画を定めて無根の事実をした場合などがあると述べている。横田秀雄委員から非親告罪化する理由を問われた花井は、名譽毀損お構いなしとの弊を除くことにある、と答えている。もつとも、花井自身は、名譽毀損罪の一部非親告罪化に反対であり、委員長の資格を離れてこの点について特に反対意見を述べている。花井は、反対の理由として、非親告罪化すると、但書の規定があつても、世間の疑惑を被らないためには訴追を欲しない意思を表明することができず、証人として訊問を受けて迷惑を被つたり、悪徳記者に復讐的に名譽毀損記事を書かれたりする、という点と、主査委員会でも述べていた、非親告罪化すると官吏侮辱罪が復活するのではないかという点を挙げている。⁽²⁶⁾

採決の結果、綱領第三五は、第一項が賛成多数、第二項が全会一致で可決された。

続いて、綱領第三六が議題に付され、まず小山松吉委員から以下のような説明がなされた。事実証明の規定は各国の立法例にあり、多くは被告人に事実証明を許すものであるが、学者の調査を見ると、これは害あつて益がない。「被

告力裁判所テ随分色々ナ証人ヲ喚立テテ、証人ヲ窘メテ、益々名誉毀損ヲ深ク且重大ナラシメテシマフ」。被害者の方から請求する場合にはこのような弊害がないので、被害者は事実の証明を求めることができるという規定を置くことにした、と説明している。これに対して、横田委員から、綱領三六の規定は、新聞紙法の規定や被告人の情状のための立証に影響を与えるのか、という質問があり、花井から、影響を与えないとの答えがなされ、豊島から、被告人による違法性阻却の立証にも影響を与えないという答えがなされている。²⁷以上の質疑後、綱領三六は、全会一致で可決された。

三 刑法起草委員会における審議

(一) 予備草案の作成

刑法改正作業は、前述のように、「刑法改正ノ綱領」に基づき、まず司法省内の刑法改正委員会によって刑法改正予備草案が作成された。作成の過程は、大正一五年一月に司法省内に改正原案起草委員会が設置されて一二名の委員が任命され、その内の泉二新熊主査委員と書記官三名が準備案を作り、それを土台として全委員で討議して刑法改正予備草案を作成するというものであった。²⁸

起草委員会は、土日を除いて連日行われ、名誉に対する罪は、昭和二年二月二八日に開催された第一二回会議で議論された。最初の案が記録されていないので、議論がわかりにくい²⁹が、この会議では、①当初の案では名誉毀損罪についても侮辱罪についても公然性が要求されていなかったが、広すぎるといふ批判が出て、公然性が要求されるようになったこと、②公然の意義を明確にするため「不特定多数の認識し得べき」とする定義規定を総則に入れることに

なったこと、③当初の案では普通の名譽毀損罪は二年以下、出版物の場合は一〇年以下であつたのに対して、前者は軽すぎ、後者は重すぎるといふ批判が出たが、新聞紙法の免責規定があるので問題ないといふ泉二王査委員の反論で、そのままとなつたこと、などがわかる。

全体を通しての検討が終了した後、第二読会が行われ、名譽に対する罪については、昭和二年三月三〇日に開催された第二読会第一七回会議で審議がなされた。そこでは、事實証明の規定について議論がなされた後、法定刑について再度議論が行われ、林頼三郎委員長から一〇年は重すぎないかといふ意見が出された。泉二が、法制審議会において牧野、花井が一〇年と言つていたことを挙げて反論したが、他の委員からも一〇年は言論自由弾圧の非難を受ける虞があるとの意見や余りに酷であるとの意見が出たため、林委員長が、三一四条第一項の罰金額を五百円から千円に二項の罰金額を千円から二千円に上げ、他方で、懲治は五年を三年にし、第三一六条の一〇年も五年に修正する提案をし、これが可決された。これを受けて、林委員長から、名譽毀損の刑を軽くしたため、皇室に対する罪の法定刑をこれに合わせて引き下げる提案がなされて、その通り可決された。

最終的に完成した予備草案の名譽に対する罪は以下のとおりである。

第三十六章 名譽二対スル罪

第三百十五條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ三年以下ノ懲治⁽²⁹⁾若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス
被害者ノ請求アル場合ニ於テハ事實ノ真否ヲ判断シ誣罔ニ出テタルモノト認ムルトキハ刑ニ併セテ千円以下ノ懲罰償金ヲ科スルコトヲ得

前項ノ懲罰償金ハ之ヲ被害者ニ交付スルコトヲ得但シ其ノ意思ニ反スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百十六條 公然死者ノ名誉ヲ毀損シタル者誣罔ニ出テタルトキハ一年以下ノ懲治若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第三百一七條 公然人ヲ侮辱シタル者ハ一年以下、懲治若ハ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ対シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ二年以下ノ懲治ニ処ス

第三百十八條 出版物ニ依リ第三百十五條又ハ第三百一六條ノ罪ヲ犯シタル者ハ五年以下ノ懲治若ハ禁錮又ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス

第三百十九條 第三百十五條第一項、第三百十六條及第三百十七條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三百十五條第二項ノ罪ハ被害者ノ明示ノ意思ニ反シテ之ヲ論スルコトヲ得ス

(二) 刑法改定起草委員会における審議

(1) 起草委員会において、名誉に対する罪は、昭和三年七月九日に開催された第四九回起草委員会において審議がなされている。

最初に泉二委員から予備草案の規定について趣旨説明があり、名誉毀損の重い場合を規定した三二八條の刑については、綱領の趣旨を汲んで一〇年くらいまでにする案も出たが、予備案一二九條の皇室に対する不敬罪を六年以下とした關係上このように規定した、と説明されている。しかし、先に紹介したように、改正原案起草委員会での審議では、名誉毀損の刑が一〇年は酷にすぎるとして軽くされた後で、これに併せて皇室に対する罪の法定刑が変更されたので、

この説明は事実を反映していない。おそらく、「刑法改正ノ綱領」に反しているという批判を封じるために、不敬罪を持ち出したのであろう。

また、会議には、①名誉毀損・侮辱の罪の刑を重くすること、および、②新聞紙法四五条・出版法三二条の規定を考慮して事実証明に関する適当な規定を設けること、という大審院の希望意見が出されており、大審院は、被害者からの事実証明の請求を認める必要はないとの意見であることが、豊島委員から紹介されていることも興味深い。

(2) 総則の審議が一応終了した後開始された刑法各則の審議において、名誉に対する罪は、昭和八年五月三〇日に開催された第二〇五回会議で審議が行われた。冒頭、林委員長から、名誉に対する罪については、意見がまとまっていないので、まず、①公然でない場合も条件を具備すれば処罰すること、②摘示した事実が虚偽である場合を重く処罰すること、③刑を従来より重くすること、の三点について意見をまとめたこととの発言があり、以下の対案が示された。

第三百十五条 公然事実ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ事実ノ有無ヲ問ハス五年以下ノ懲役……ニ処ス

公然ニ非スト雖虚偽ノ事実ヲ以テシタル場合亦前項ニ同シ（本項ノ罪ハ親告罪トスルコト）

第…、条 自己又ハ第三者ノ利ヲ図リ又ハ人ヲ害スル目的ヲ以テ第…、条ノ罪ヲ犯シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス

審議の結果、単に虚偽の事実云々とするのは広きに失し、動機または手段に制限を加へるを可とする意見が多数であったので、「公然ニ非スト雖文書ニ依リ虚偽ノ事実ヲ摘示シテ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ云々ト為ス」こととした

との説明が、林委員長からなされた。三一五条の刑の引き上げについては審議の結果が示されていない。

続いて、予備草案三一五条の審議に入り、懲罰償金の規定を他の箇所（三一六条ノ二）に移すことにしたほか、第三一五条ノ二として「前条第一項ノ罪ニ付被害者ノ請求アル場合ニ於テハ事実ノ真否ヲ判断シ其ノ事実虚偽ナルトキハ七年以下ノ懲役ニ処ス」と規定することが決まった。

名誉毀損罪の法定刑については、予備草案の起草過程で議論があつて当初の案にあつた通常五年以下、加重類型一〇年以下が通常三年以下、加重類型五年以下とされたことは前述したが、それでは十分でないという意見が強いことがわかる。また、加重類型として凶利加害目的のある場合が規定されていることが注目されるが、この規定はその後委員会で議論の対象となることなく消滅している。

事実証明の規定については、被害者の請求による事実証明の他に、新聞紙法四五条の如き規定を名誉毀損罪一般に推及する必要がある、との意見が草野豹一郎幹事からあり、小野清一郎幹事がこれに賛同したため、林委員長が、両幹事に案の作成を依頼した。

最後に、死者の名誉毀損を規定する三一六条が可決された。

(3) 続いて、昭和八年六月六日に開催された第二〇六回会議では、まず、三一七条侮辱罪について審議がなされ、林委員長から、第二項の尊属加重規定については、権衡上、三一五条にも同様の規定を設けるか、削除する必要があるとの指摘があり、木村尚達委員から、二項を削除して、侮辱罪の刑の上限を懲役一年罰金五百円とする案（原案は二百円）が提案され、そのように可決された。

次に、三一八条について審議がなされ、三一五条と同様、被害者の請求による事実証明規定を入れるべきであると

の牧野委員の意見に従い、三一八条ノ二として、「前条ノ罪ニ付被害者ノ請求アル場合ニ於テハ事実ノ真否ヲ判断シ
事實虚偽ナルトキハ十年以下ノ懲役ニ処ス」との規定を設けることとされた。

次に、前回の会議において案の作成を依頼された草野・小野両幹事から次のような案が提示され、審議に付された。

第 条 名誉毀損ノ罪ニ付公訴ノ提起アリタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ悪意ニ出

テス専ラ公益ノ為ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事実ヲ証明スルコトヲ得其ノ証明ノ確立ヲ得タルトキハ
其ノ行為ハ之ヲ罰セス

新聞紙法四五条の真実の立証責任と刑事訴訟法上の職権主義実体的真実発見主義との関係、特に真実であることが
被告の挙証によつて判明せず裁判所の蒐集した証拠によつて立証された場合の裁判について議論があり（その内容は
記録に残っていない）、泉二委員が、名誉毀損罪の成立に事実の真否を問わない趣旨は、被害者の名誉を保護するため
であるから、草野幹事のように裁判所はいかなる場合でも摘示事実の真否を審査できるとするのは首肯し難く、綱領
第三六は、量刑のための事実証明を許さないドイツ刑法一九三〇年草案三一七条と同様の趣旨に解すべきである、と
主張した。

これに対して、小原委員から、専ら公益のためにする場合で私行に涉らない限り職権で事実の真否を調べてよいの
ではないかとの意見があり、牧野委員は、現行新聞紙法四五条の解釈として自分は職権で証拠を蒐集して事実が真実
であることが判明すれば無罪とできるとの立場を採っているが、反対論が多数であると述べている。

林委員長は、被害者の利益擁護を徹底するため、本罪は、職権による真否の調査は認めない趣旨、すなわち訴訟法の規定を包含するものとすべきであるが、この点についてはなお研究すべきであるとして議論を納めた。

新聞紙法四五条の事実証明規定については、さらに、牧野委員から、同条のいわゆる私行に涉らざるものの觀念について、判例の説くところは極めて狭く、結局、公務員としての行動の外は総て私行なりと解しているが、私行の範圍を今少し縮小する必要がある、との意見が述べられた。そして、牧野委員から、①名誉毀損罪について裁判所が無条件に摘示事実の真否を審査し得るものとすべきか、②私行の範圍を一層狭く限定すべきか、③公益の為に公行を摘発した場合に裁判所が自発的に事実の真否を審査し無罪を宣告すべきか、の三点についてまず意見をまとめるべきであるとの提案があり、審議の結果、①と②が積極に意見がまとまり、③については、さらに小野・草野両幹事に検討が依頼された。被告人による事実証明を新聞紙法の規定よりも広く認める規定を置くこととした重要な決定である。次に、三一九条について審議がなされ、異議なく採択された。

(4) 昭和八年六月一三日に開催された第二〇七回会議では、冒頭で、草野・小野両幹事の提案に基づいて作成された以下の案が提示された。林委員長の説明によれば、新聞紙法の規定が実体規定と手続規定を混同しているので、まず実体規定を挙げ、次に手続規定を挙げたものである。

第三百十八条ノ四 第三百十五条第一項及第三百十八条ノ罪ハ摘示事実真実ニシテ犯罪ノ動機専ラ公益ニ存スル
トキハ之ヲ罰セス

事実ノ真否ハ被告人ヨリ前項ニ該当スルモノナルコトヲ申立テタルトキニ限り之ヲ取調フルコトヲ得但シ犯罪

ノ動機専ラ公益ニ存セサルモノト認ムルトキハ此ノ限ニ存ラス

前項ノ取調ニ因リ其ノ事実虚偽ナルコトヲ認ムルニ至リタルトキハ第三百十條ノ二又ハ第三百十八條ノ二ノ例
ニ依ル

前三項ノ規定ハ摘示事実純粹ナル私生活ニ関スルモノナルトキハ之ヲ適用セス

審議においては、「純粹ナル私生活ニ関スルモノ」との表現が明確でないとして、様々な文言が提案されたが、最終的に、牧野委員が提案した「公共ノ利害ニ関セアル私生活ニ属スルモノニ付テハ之ヲ適用セス」との文言が採用された。「公共ノ利害」という昭和二年改正につながる文言が起草過程に初めて現れた瞬間である。

次に、泉二委員から、三一五條ノ二および三一八條ノ二の末項に「但シ其ノ事実虚偽ナルコトヲ知ラサルトキハ此ノ限ニ在ラス」との但書を挿入する提案があり、可決された。これも虚偽性に故意を要求する重要な修正である。

(5) 昭和八年六月二〇日に開催された第二〇八回会議では実質的な審議はなく、次の実質的審議は、昭和九年一〇月九日に開催された第二五三回会議で行われている。

まず、以下の内容の三一五條が審議され可決された。⁽³¹⁾

第三百十五條 公然事実ヲ摘示シ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ事実ノ真否ヲ問ハス五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ
三千元以下ノ罰金ニ処ス

公然ニ非スト雖文書ニ依リ虚偽ノ事実ヲ摘示シテ人ノ名誉ヲ毀損シタル者亦前項ニ同シ

名誉毀損罪昭和二年改正への途（佐伯）

次に、以下の事実証明規定について審議がなされた。

第三百十五條ノ二 前條第一項ノ罪ニ付被害者ノ請求アル場合ニ於テハ事實ノ真否ヲ判断シ其ノ事實虚偽ナルトキハ七年以下ノ懲役ニ処ス但シ其ノ事實虚偽ナルコトヲ知ラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百十八條ノ二 前條ノ罪ニ付被害者ノ請求アル場合ニ於テハ事實ノ真否ヲ判断シ其ノ事實虚偽ナルトキハ十年以下ノ懲役ニ処ス但シ其ノ事實虚偽ナルコトヲ知ラサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百十八條ノ四 第三百十五條第一項及第三百十八條ノ行為専ラ公益ノ為ニシタルモノト認ムルトキハ被告人ノ申立ニ因リ事實ノ証明ヲ為サシムルコトヲ得其ノ証明アリタルトキハ之ヲ罰セス

前項ノ規定ハ摘示事實公共ノ利害ニ関セサル私生活ニ属スルモノニ付テハ之ヲ適用セス

小野委員から、被害者が請求しないと事実が存在するように見られて被害者に不利である旨の批判が出されたが、林委員長から、この規定は、「刑法改正ノ綱領」に基づくものであるから変更できないとの説明があつた後、牧野委員から、被告人に立証させるように修正してはどうかとの意見が出て、「事実ノ真否ヲ判断シ其ノ事實虚偽ナルトキハ」を「被告人ヲシテ事實ノ証明ヲ為サシメ其ノ証明ナキトキハ」と改めることになった。

次に、死者の名譽毀損に関する三一六條が原案通り可決された。

次に、侮辱に関する三一七條の規定が諮られ、「公然ニ非スト雖文書ニ依リ人ヲ侮辱シタル者亦同シ」との文言を加える泉二委員の修正案が提案された。小野委員から、外国立法例もあり陸軍刑法等にも規定されているとの指摘が⁽³²⁾

あつたが、林委員長から、陸軍刑法は軍機上必要な規定であるとの指摘があり、原案通り可決された。

その他、出版物による名誉毀損に関する三二八条、懲罰償金に関する三二八条ノ三、親告罪に関する三一九条が、原案通り可決された。

(6) 昭和九年一月一六日に開催された第二五四回会議では、小野委員の名誉に対する罪の参考私案が提出されている。案の原文は記録にないが、昭和九年一月二〇日に開催された第二五六回会議において、小野委員から、参考私案は、刑法の規定と刑事訴訟法の規定を分けて規定し、刑法の規定は、一条一項が公然事実を摘示して名誉を毀損した場合の規定、二項が事実証明の規定、二条が名誉毀損が誣罔に出た場合の規定、三条が侮辱罪の規定、四条が親告罪の規定、刑事訴訟法の規定は、一条が憲法上の公開手続に対する制限、二条が被害者の事実取調請求手続の規定であると説明されている。この小野私案についての議論は見られないが、昭和一〇年九月一七日に開催された第二八八回会議で、小野委員が更に提案した、三二五条二項、三二五条ノ二、三二八条ノ二、三二八条ノ三の各規定を削除して、代わりに三一五条ノ二として「公然虚偽ノ事実ヲ摘シテ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ処ス」との規定を設けるといふ案について審議がなされている。小野委員は、先の提案については、林委員長から「余リニ懸ケ離レ居ルニ付妥協案ヲ作レトノ御話アリタル為」更に提案したとして、その理由を次のように説明している。「病ノ根源ハ第三百十五條第二項ニ在ルヲ以テ之ヲ削リ尚第三百十五條ノ二ヲモ削リタリ此ノ第三百十五條ノ二ニ手ヲ付クレバ第三百十八條ノ二モ同様ノ問題ヲ生ジ考慮セネバナラヌ結果ト為ル何故ニ右ノ如キ病ガ出テキタルカト言フニ夫ハ綱領三十五……ニ基キ規定スルニ至リタル結果ナリト考ヘラル綱領ニ拘束セラルトシテモ其ノ趣旨ヲ今少シク輕ク採リ綱領ハ手続上ノコトヲ規定シタルモノト考ヘ刑事訴訟法ニ規定ヲ設クルコトニ依リ其ノ間ニ融和ヲ取り得ルニ非

ズヤ伊太利ノ旧刑法、ウンガルノ刑法ニ於テハ被害者ヨリノ請求ニ依リ事実ノ証明ヲ許シ証明ヲ得タルトキハ罰セサルコトト為セルモ此ノ如キハ甚ダ不当ノ規定ナリ」と。

審議の結果、林委員長から、三一五条ノ二および三二八条の中の「被告人ヲシテ事実ノ証明ヲ為サシメ其ノ証明ナキ」をそれぞれ削除し「真否」を「有無」に改めることとする、との提案があり、可決された。つまり、小野委員の提案は賛成を得ることができなかった。しかし、小野委員は、「第三百十五條第二項ニ付テハ今一応考慮ノ余地アリト思慮セラルルニ付留保セラレタシ」となお食い下がり、留保することとなった。しかし、その後、第二次整理案から第四次整理案まで審議が進められたが、名誉に対する罪については、昭和十二年一月二六日に開催された第三〇九回会議で文言について若干の審議が行われた他は、本格的な審議が行われることなく、昭和十三年一月二五日の第三三九回会議において、小山委員長から、「本章ニ付テハ種々問題アルベキモ一応原案通りニテ異議ナキヤ」と諮られ、異議なしで一括可決されている。

(7) その後、昭和十三年一〇月四日の第三五六回会議で「刑法並監獄法改正調査委員会決議（第二編各則）」が配布され、字句等の不統一を修正するための審議を経て、同年一〇月二五日に開催された第三五九回委員会が最終的に整理を完了した。続いて、同年一月二二日から総会での審議が行われ、昭和十三年七月一八日の第二八回総会で各則案の審議が総て終了した。そして、昭和十五年四月二六日に「刑法並監獄法改正調査委員会総会決議及留保事項（刑法総則及各則未定稿）」、いわゆる改正刑法仮案が発表された。改正刑法仮案の名誉に対する罪は以下のようなものである。

第三十八章 名誉ニ対スル罪

第四百六条 公然事実ヲ摘示シテ人ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ事実ノ真否ヲ問ハズ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ
三千円以下ノ罰金ニ処ス

公然ニ非ズト雖モ文書ニ依リ虚偽ノ事実ヲ摘示シテ人ノ名誉ヲ毀損シタル者亦前項ニ同ジ

第四百七条 前条第一項ノ罪ニ付被害者ノ請求アル場合ニ於テハ事実ノ真否ヲ判断シ虚偽ナルトキハ七年以下ノ
懲役ニ処ス但シ虚偽ナルコトヲ知ラザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百八条 公然虚偽ノ事実ヲ摘示シテ死者ノ名誉ヲ毀損シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰
金ニ処ス

第四百九条 公然人ヲ侮辱シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第四百十条 出版物ニ依リ第四百六条又ハ第四百八条ノ罪ヲ犯シタル者ハ七年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千円以
下ノ罰金ニ処ス

第四百十一条 前条ノ罪ニ付被害者ノ請求アル場合ニ於テハ事実ノ真否ヲ判断シ虚偽ナルトキハ十年以下ノ懲役
ニ処ス但シ虚偽ナルコトヲ知ラザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十二条 第四百六条第一項及第四百十条ノ行為公共ノ利害ニ関スル事実ニ係リ其ノ目的専ラ公益ヲ図ルニ
出デタルモノト認メルトキハ事実ノ真否ヲ判断シ真実ナルトキハ之ヲ罰セズ

第四百十三条 第四百八条及第四百九条ノ罪ハ告訴ヲ待チテ之ヲ論ズ

第四百六条及第四百十条ノ罪ハ被害者ノ明示シタル意思ニ反シテ之ヲ論ズルコトヲ得ズ

その後、刑法並監獄法改正調査委員会は昭和一五年一〇月に廃止され、戦時下の日本において刑法改正作業が完成することはなかった。⁽³³⁾

四 ま と め

改正刑法仮案の起草過程をまとめると以下のようになる。

臨時法制審議会は、「刑法改正ノ綱領」を決議して、①名誉毀損罪の重い類型の非親告罪化、②法定刑の引き上げ、および、③被害者の請求による事実証明の導入を求めた。

これを受けて司法省内で作成された刑法改正予備草案は、①名誉毀損で事実が虚偽の場合と出版物による場合を非親告罪とし、②法定刑の上限を名誉毀損罪三年、死者の名誉毀損罪一年（いずれも出版物による場合は五年）、侮辱罪一年（尊属に対する場合は二年）とし、③被害者の請求による事実証明を認めて虚偽の証明があった場合は懲罰金を科すこととした。

予備草案に基づき刑法改正起草委員会において審議が行われ、最終的に発表された改正刑法仮案では、①非親告罪化については、予備草案の提案がそのまま採用されたが、②法定刑の上限については、通常の名誉毀損罪が三年、侮辱罪が一年とされた他は、予備草案よりも引き上げられ、死者の名誉毀損罪が三年、出版物による場合または被害者の請求による虚偽の証明があった場合が七年、出版物による場合でかつ被害者の請求による虚偽の証明があった場合が一〇年とされた。また、公然でなくとも文書により虚偽の事実を摘示した場合は処罰することとされた。審議の過程では事実証明規定に関する議論が多く、③被害者の請求に基づく事実証明に対しては、批判が強かったが、綱領の

要求であるとして維持された。一方、綱領にはなかった新聞紙法・出版法の実事証明規定と同様の規定を刑法典に取り入れることが提案され、その適用範囲を拡大して規定することとされた。

第三章 名誉侵害罪の重罰化の原因

以上、改正刑法仮案の名誉に対する罪の作成過程を見てきた。その特色は、法定刑の大幅な引き上げと実事証明規定（被害者の側の請求に基づく場合と公共の利害に関する場合）の導入にある。

法定刑の大幅な引き上げは、臨時法制審議会「刑法改正ノ綱領」第三五第二項が「名誉毀損罪ノ刑ハ之ヲ重クシ生命身体ニ対スル罪ノ刑ト權衡ヲ得シムルコト」と規定したことに基づく。この綱領は、大正一三年から一五年にかけて作成されているが、当時、そのような立法が要請される状況があったのだろうか。

この点について、刑法起草委員会の幹事（後に委員）であった小野清一郎は、「近時新聞紙其の他出版物の増加に伴ひ、人の名誉を毀損し、其の結果人の社会的地位及び財産的状态に対しても屢々重大な損害を被らしむることある事實に因り生ずるものである。此の意味に於て私は其の要求に十分の理由があると信ずる。蓋し刑の軽重は之によつて保護せらるる法益の重要性の外、また其の侵害の頻繁性によつて決定されざるを得ぬからである。」と引き上げの理由を説明している。⁽³⁴⁾

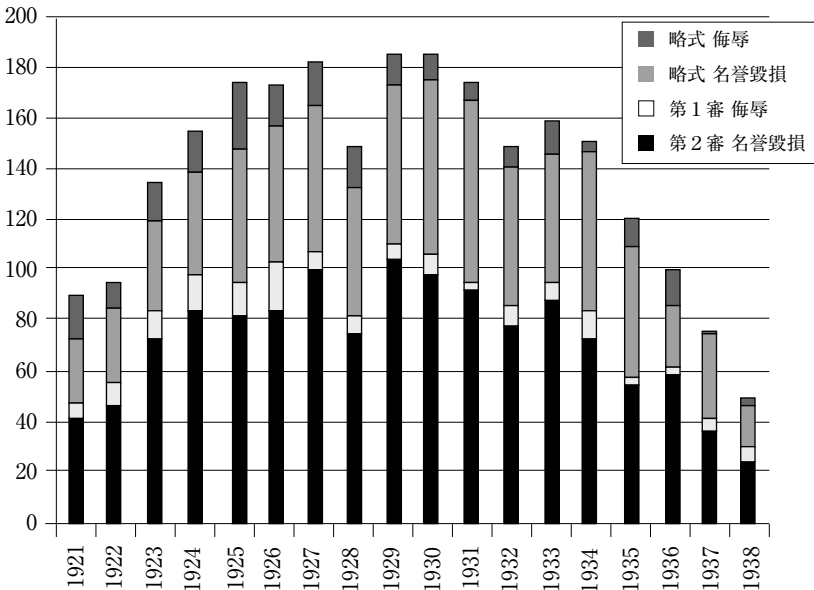
表1および図1は、臨時法制審議会が始まった一九二一年（大正一〇年）から刑法起草委員会での名誉に対する罪の審議がほぼ終了した一九三八年（昭和十三年）の間の名誉に対する罪の終局総件数を、司法部『刑事統計年報』に基

づき作成した表とグラフである。これを見ると、名誉に対する罪の起訴件数が一九二二年から急増していることがわかるが、実際に事件数が増えたためなのか、臨時法制審議会での議論を受けて訴追が積極化したためなのかは不明である。⁽³⁵⁾

表2は通常第一審で名誉毀損罪で有罪となった被告人の科刑状況を示したものであるが、⁽³⁶⁾これを見ると科刑が法定刑の上限に集中するいわゆる「つつつき現象」が起きているとはいえず、名誉毀損罪の法定刑を「生命身体ニ対スル罪

表1・図1 名誉に対する罪の終局総件数（司法省『刑事統計年報』より）

		1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
第1審	名誉毀損	41	46	72	83	81	83	99	74	103	97	91	77	87	72	54	58	36	24
	侮辱	6	9	11	14	13	19	7	7	6	8	3	8	7	11	3	3	5	6
略式	名誉毀損	25	29	35	40	52	53	57	50	62	68	71	54	50	62	51	24	33	16
	侮辱	17	10	15	16	26	16	17	16	12	10	7	8	13	4	11	14	1	3
	計	89	94	133	153	172	171	180	147	183	183	172	147	157	149	119	99	75	49



ノ刑卜權衡ヲ得シムル」ほど重くすることは、実務の必要から生じた要請というよりも、多分に理念的なものであったことがわかる。

それでは、当時の我が国において、理念の上で名譽に対する罪の法定刑を引き上げる理由はあったのだろうか。

一つ考え得るのは、諮問第四号の「現行刑法ノ規定ハ之ヲ我国固有ノ道德及美風良習ニ稽ヘ改正ノ必要アルヲ認ム」を受けて「改正ノ綱領」第一前段が「各罪ニ対スル刑ノ輕重ハ本邦ノ醇風美俗ヲ維持スルコトヲ目的トシ」と規定していることから、名譽を重んじることが「我国固有ノ道德及美風良習」「本邦ノ醇風美俗」と考えられた可能性である。しかし、改正の議論の中で綱領第一と名譽に対する罪との関係に言及した発言は見いだせなかつた。

もう一つ考え得るのは、同時代の名チス刑法綱

表 2 通常第一審名譽毀損罪被告人科刑状況（司法省『刑事統計年報』より）

年	件数	人員	懲 役				禁 錮				自由刑計	罰金計	有罪計	無罪	免訴 公訴棄却	移送 その他	合計
			1年以上	6月以上	3月以上	3月未満	1年以上	6月以上	3月以上	3月未満							
1921年	41	59							1	1	38	39	6	13			58
1922年	46	51							2	3	28	31	2	18			51
1923年	72	86			1	1			1	2	5	55	60		26		86
1924年	83	106		1	2	1					4	67	71	3	32		106
1925年	81	131				2			1	1	4	57	61	4	66		131
1926年	83	110		2	5	3					10	65	75	5	28	2	110
1927年	99	134				2					2	68	70	1	63		134
1928年	74	84		1	2	1				2	6	48	54	5	25		84
1929年	103	148	1			2	1			1	5	86	91	5	52		148
1930年	97	119				1				2	3	77	80	3	36		119
1931年	91	107	1	5	3			1		1	11	72	83		24		107
1932年	77	106				1	4				2	7	74	81	1	24	106
1933年	87	107	1	2	6	4				2	15	73	88	1	18		107
1934年	72	90				3	1			2	2	8	58	66		24	90
1935年	54	73		1	2	1				2	6	41	47	2	24		73
1936年	58	71		1	4	3				1	9	41	50	1	20		71
1937年	36	46					1				1	27	28		18		46
1938年	24	27		1					1		2	20	22	1	4		27
合計	1278	1655	3	14	36	22	0	1	7	19	102	995	1097	40	515	2	1654

領が、名譽を極めて高く評価し、個人的法益の章において生命身体の前に名譽を置いていたこと⁽³⁷⁾から、全体主義国家においては、名譽という法益に極めて高い価値が与えられ、その刑法的保護が強調されるという可能性である⁽³⁸⁾。あるいは、「兵士の名譽」が強調される軍国主義国家（「高度国防国家」）においてそのような傾向があるのかもしれない（それが「武士の名譽」と同視されれば綱領第一と結びつくことになる）。以上は興味深いテーマであるが、今の筆者にこの点について何か述べる準備はない⁽³⁹⁾。

第二章で紹介したように、綱領案の作成において名譽毀損罪の重罰化を強く主張したのは花井卓蔵であるが、花井は、その理由を臨時法制審議会総会において、「名譽毀損ノ罪ヲ輕ク取扱フト云フ結果ハ恐ルヘキ大罪ヲ誘發致シマス、殺人ノ犯罪、傷害ノ犯罪、放火、器物毀棄暴行脅迫アラユル犯罪行為ハ皆人ノ名譽ヲ毀損スルコトヲ放任スルニ由リテ生スルノテアリマス」と述べている。コモン・ローでは、名譽毀損罪を処罰する理由は、名譽毀損によって誘發される侵害者と被害者との間の決闘などによる社会の平穩の侵害を防止することにあると考えられてきた⁽⁴⁰⁾。花井自身もイギリス法を発言中で援用している。しかし、当時の日本において、名譽侵害に起因する加害者と被害者との間の喧嘩闘争が社会問題となるほど頻繁に起こっていたとは聞かない⁽⁴¹⁾。花井が問題にしているのはむしろ政治家・実業家などに対する名譽毀損であり、それに触發されたテロ行為であるように思われる。臨時法制審議会主査委員会において花井は、「政治上ノ誤解或ハ誤解曲解ヲ故ラニ為シテ頭ノ熟セサル青少年ニ或印象ヲ与ヘル、之カ為メニ大罪ヲ犯スニ至ル、畢竟名譽ノ毀損ニ胚胎ヲスルノテアリマス政治上反対党ニ対スル曲解的名譽毀損程恐ルヘキ結果ヲ招カスルモノハアリマセヌ」と述べている。まさに臨時法制審議会第一回総会の直前の大正一〇年一月四日に原敬首相が暗殺され⁽⁴²⁾、小委員会による綱領準備草案の起草中である大正一二年一月二七日には摂政宮暗殺未遂事件（いわゆ

る虎ノ門事件）が発生している。弁護士であり官吏侮辱罪には強く反対した花井が、名誉毀損の重罰化を強く主張した背景には、当時の指導者層のテロに対する恐怖心があったのではないだろうか。

名誉に対する罪に関する改正の議論で印象的であるのは、問題とされているのが主に政治家、実業家などの名誉であつて、庶民の名誉ではないことである。この点に関連して興味深いのが、『刑事統計年報』に掲載されている名誉に対する罪で有罪となつた被告人の職業である。例えば、大正一五年についてみると、有罪人員一六九人中、農業二五人（二四・八％）、工業二二人（七・二％）、商業二三人（三・六％）、交通業五人（三・〇％）、自由業九四人（五五・六％）うち記者・著述業八九人（五二・七％）、その他一〇人（五・九％）となつており、マスコミ関係者が圧倒的に多い。さらに、商業のうちの物品販売業一四人、工業のうちの製版・印刷業五人も出版関係者だと仮定すると、一六九人中実に一一三人（六六・九％）が出版関係者ということになる。その被害者の多くは、おそらく政治家、実業家を始めとする著名人であろう。一方、次に大きな集団は農業の二五人であり、これらは村社会の中で起きた事件だと思われる。名誉に対する罪は、村落共同体の中でのめめ事とマスコミによる著名人の攻撃という、二つの全く異なつた性格の犯罪類型から成り立っているのである。そして、改正刑法仮案の起草過程において専ら問題にされていたのは、後者の類型であつた。

おわりに

本稿は、昭和二二年名誉毀損罪改正の性格を検証するために、改正刑法仮案の名誉に対する罪の起草過程を跡づけ、

若干の考察を試みたものである。「刑法改正ノ綱領」が要求した、①名誉毀損罪の重い場合の非親告罪化、②刑の引き上げ、③被害者の請求による事実証明の導入は、いずれも改正刑法仮案に規定されることになった。①非親告罪化については、綱領に従って軽重を区別する試みがなされたが、結局、名誉毀損罪一般を非親告罪（ただし被害者の意思に反することはできない）とすることになった。②刑の引き上げについては、名誉毀損罪の法定刑の上限が、予備草案では通常の場合三年、加重類型五年とされていたが、仮案においては、通常の場合は三年に据え置かれたが、重い場合は七年（事実が虚偽の場合ないし出版による場合）ないし一〇年（出版による虚偽の事実の公表の場合）とされた。事実証明については、被害者による請求に基づく事実証明に対して強い批判があつたが、綱領に拘束されて結局規定された。一方、被告人の側の事実証明は、大審院の要望もあつて、綱領にはなかつたが、導入された。しかも、大審院の新聞紙法・出版法の実事証明規定の解釈が嚴格に過ぎるとして、より広く事実証明を認めるために規定されたのである。仮案四一二条は、昭和二二年改正で導入された刑法二三〇条ノ二第一項と同じ規定であり、戦前の段階でこのような規定が起草されていたことは、注目されてよいであろう。

戦前の刑法全面改正の試みは実現しなかつたが、名誉毀損罪の法定刑の引き上げの一部と事実証明規定の導入は、戦後になって刑法の一部改正として実現した。⁽⁴³⁾奥平教授が指摘されるように、昭和二二年の改正による事実証明規定の導入が「内閣法制局的な問題関心」からの法改正であつたとしても、現在の二三〇条の二が、新聞紙法・出版法の実事証明規定をそのまま導入したのでなく、現在のような規定形式となつたのは、戦前の改正作業の成果を踏まえたものだったのであり、法定刑の引き上げと合わせて戦前の改正作業との連続性が認められるといえよう。

したがって、最初に引用した、新憲法の下で人権が特に保護されるようになり、言論の事前検閲がなくなつたこと

が昭和二二年改正の理由であるという中野博士の説明を、額面通り受け取ることにはできない。筆者のように、この改正を規制緩和に伴う制裁の強化の一例とすることには慎重である必要がある。

もっとも、戦前の名譽に対する罪の事件数は図1・表1で見たように、昭和一〇年以降急減しており、それが戦時体制下の言論統制の強化に伴うものだとすれば、戦後の規制緩和が刑罰の強化につながったという理解も全くの誤りではないことになる。結局、疑問は残されたままになってしまったが、改正刑法仮案の起草過程でなされた名譽の罪に関する議論の中には、現在でも興味深いものが含まれている。本稿が基礎とした会議資料は一般に広く公開されたものではないので、本稿の紹介が今後の議論の参考になれば幸いである。

- (1) 中野次雄『逐条改正刑法の研究』一六二—一六三頁(良書普及会、一九四八年)参照。
- (2) 拙稿「規制緩和と刑事法」ジュリ一二八号四三頁(二〇〇二年)〔同「制裁論」三九頁(二〇〇九年)〕参照。
- (3) 中野博士の解説は、冒頭で、「名譽毀損罪の法定刑を重くすることは、多年の要望であったといつてよいであろう。すでに大正一五年の『刑法改正ノ綱領』はその第三五において『名譽毀損罪ノ刑ハ之ヲ重クシ生命、身体ニ対スル罪ノ刑ト權衡ヲ得シムルコト』と規定し、これに基づいて予備草案・仮案ともそれぞれ相当程度刑の引き上げを行っている(特に仮案においてそれが著しい)のである。」と指摘している。中野・前掲注(1)一六一頁。
- (4) 内務省警保局の警保委員会が昭和三年八月三日に答申した「出版法制改革要綱」は、従来からの規制事項に名譽毀損を加えることを提案したが実現しなかった。榛村専一『新聞紙法制』二三三—二三四頁(日本評論社、一九三三年)参照。
- (5) 奥平康弘『憲法裁判の可能性』一六七—一六八頁(岩波書店、一九九五年)。
- (6) 名譽に対する罪の沿革について、田中萬一『名譽に對する犯罪の研究(司法研究報告書第二〇輯一〇)』八頁以下(一九三六年)、小野清一郎『刑法に於ける名譽の保護』二二四頁以下(有斐閣、一九七〇年)参照。
- (7) 「新律綱領」では、罵詈雑言に「凡人ヲ罵ル者ハ答一十、互ニ相罵ル者ハ各答一十」と規定され、被害者の身分による加重規

定として、勅任長官（徒一年）・奏任長官（杖九十）・判任長官（杖六十）、奴婢による家長（徒一年）、雇人による家長（杖八十）、四親等親の尊長・妻の父母（笞五十三）、祖父母・父母・夫の祖父母・父母（流三等）などが規定されていた。「改定律令」でも罵詈雑言に同種の加重規定が設けられていた。

(8) 本稿において、引用文の旧字は新字に改めている。

(9) 榛村・前掲注(4)五四頁、六一頁参照。さらに、美土路昌一『明治大正史1 言論篇』五三頁以下（朝日新聞社、一九三〇年）参照。

(10) 旧刑法の名譽毀損に対する罪の制定過程については、佐藤結美「名譽毀損罪の再構成（一）プライバシー保護の観点から」北大法学六二巻五号一三〇七頁以下（二〇一二年）が詳しい。

(11) 名譽に対する罪で有罪となった事件に関する読売新聞の記事の件数は、一八七八年二八件、七九年七五件、八〇年六一件、八一年八七件、八二年四一件、八三年一六件、八四年四件である。

(12) 改正の経過について、佐藤・前掲注(10)一三〇五頁以下参照。

(13) 真実証明規定の沿革については、佐藤・前掲注(10)一三〇二頁以下参照。

(14) 前掲大判大正一一・一二・二七は原判決が事実証明を許したのは情状取調のためであると判示している。

(15) 以下の記述は、主に、『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第四号（刑法改正）』（以下「総会議事速記録」として引用する）、『臨時法制審議会主査委員会議事速記録 諮問第四号（刑法改正）』（以下「主査委員会議事速記録」として引用する）、『刑法改正原案起草日誌』（以下、「原案起草日誌」として引用する）、『刑法改正起草委員会議事日誌』（以下「起草委員会議事日誌」として引用する）による。刑法仮案の起草過程に関しては、先駆的研究として、林弘正『改正刑法仮案成立過程の研究』（二〇〇三年）があり、さらに、小幡尚『昭和戦前期における監獄法・刑法改正事業』高知大学学術研究報告五四巻一頁以下（二〇〇五年）（資料の紹介が詳しい）、新井勉『改正刑法仮案の編纂と内乱罪』日本法学七三巻二号八〇五頁（二〇〇七年）、吉井匡『改正刑法仮案成立過程における裁判所侮辱をめぐる議論—刑法改正起草委員会議事日誌に見る「審判の進行確保」と「裁判の威信擁護」—』立命館法学二〇一二年五・六号三九八五頁以下（二〇一二年）などがある。

(16) 総会議事速記録七頁以下。

(17) 綱領案作成の経緯については、倉富勇三郎の第二回主査委員会における説明（主査委員会議事速記録二一四頁）、および、花井

卓蔵主査委員長から平沼騏一郎臨時法制審議会総裁に宛てた大正一五年七月九日付の「諮問第四号刑法改正主査委員会経過概要」(総会速記録二七二—二七三頁) 参照。

(18) 主査委員会速記録一八八頁以下参照。

(19) 牧野委員は、これらの案は、ゲルマン法系、特にスイスの草案を参考にしたものであると述べている。主査委員会速記録一九五頁以下参照。

(20) 兩院協議会においては、花井自身が公務員侮辱罪・公務所侮辱罪の廃止を主張する大演説を行っていた。倉富勇三郎⇨平沼騏一郎⇨花井卓蔵監修(松尾浩也増補改題)『増補刑法沿革総覧』二〇九七頁以下(信山社、一九九〇年) 参照。

(21) 主査委員会速記録二〇〇—二〇一頁。

(22) 主査委員会速記録二〇六—二〇七頁。

(23) 主査委員会速記録二〇六—二〇七頁。

(24) 主査委員会速記録二六四—二六五頁。

(25) 総会速記録一六八—一六九頁。

(26) 総会速記録一六九頁、一七二—一七五頁。

(27) 総会速記録一七六—一七九頁。

(28) 起草委員会第一回会議における泉二新熊委員の説明による。なお、懲罰償金の規定については、審議の過程において活発な議論が交わされており、大変興味深い問題ではあるが、名誉に対する罪に特有の問題ではないこと、仮案から除外されていること、紙幅の制約などから、本稿では同規定に関する議論を紹介から除外している。

(29) 予備草案から起草過程の案では最終段階まで現行法の「懲役」ではなく「懲治」という言葉が使われていた。「懲役」に代えて「懲治」という言葉が使われたのは、応報刑から教育刑への変化を示すためであった。しかし、総則の審議において、「懲治」は元の「懲役」に戻すこととされ、各則の審議が始まった昭和六年九月二二日の第一五二回会議では、花井委員長が、「原案ニハ懲治トアルモ総則決議ノ際懲役ト為リタルヲ以テ『懲治』ハ『懲役』ニ変更セラレタルモノトス以下之ニ同シ」と述べている。この点については、監獄法改正に関する議論も含めて、小幡・前掲注(15)一四頁以下が詳しい。

(30) 記録では「拡張スル」となっているが、前後の文脈から明らかに「縮小スル」の誤りである。

- (31) この間、第一次整理案（昭和八、九、一刑印）が作成されているので、この条文は第一次整理案のものである。第一次から第五次に及ぶ整理案の作成経過については、小幡・前掲注(15)三五頁以下が詳しい。
- (32) 陸軍刑法七三条一項は、「上官ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」というものであり、海軍刑法七一条にも同様の規定がある。
- (33) 廃止の経緯について、小幡・前掲注(15)四三頁以下参照。
- (34) 小野・前掲注(6)二三三頁。小野は続けて、「しかし、同時に我等は、名誉の不明晰な概念に依り、名誉毀損を以て人の人格的核心を傷くるものであるかの如く思惟し、また名誉を以て生命よりも重しとした封建的名譽観を想起することによって、名誉保護のために加重の刑罰制裁を科することを慎まなければならぬ。」と述べている。
- (35) 春原昭彦『日本新聞通史』一五二—一五二頁（新泉社、一九八五年）は、紙面の硬軟の別が徐々に取り除かれ、社会部の地位が上がって特ダネ合戦が盛んになったことを指摘しており、このことが名誉侵害に影響を与えたかもしれない。
- (36) 大正一五年（一九二一年）の『刑事統計年報』には科料が一件計上されているが、明らかに誤りであるので、表からは除外した。そのため、同年の人員欄と合計欄の数が一致していない。
- (37) See, *Nationalsozialistisches Strafrecht: Denkschrift des Preussischen Justizministers*, S. 80, 1933. 改正刑法仮案とナチス刑法の關係については、牧野英一『改正刑法仮案とナチス刑法綱領』（有斐閣、一九四一年）があるが、名誉の保護については「民族的名譽」を除いて、特に触れられていない。
- (38) 名誉という法益は、個人と社会の間に成立する法益であることから、個人の尊厳と自律を重んじる社会において高い評価を受ける面もあるが、伝統的集団的社会や全体主義的社会において高く評価される面もある、両義的な法益である。
- (39) 改正刑法仮案の時代背景については、中山研一「改正刑法仮案の歴史的考察」法時一九六〇年七月臨時増刊号参照。
- (40) したがって、そのような処罰理由が現代社会において妥当しなくなると、名誉の保護は主に民事の問題とされ、名誉毀損罪はしだいに廃れていくことになる。拙稿「英米における名誉毀損罪をめぐる近時の動向」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集（下）』九三頁以下（成文堂、二〇一四年）参照。我が国においても、近世の武士の社会で名誉侵害に起因する喧嘩闘争が大きな問題であったことについて、谷口眞子『近世社会と法規範：名誉・身分・実力行使』五〇頁以下（吉川弘文館、二〇〇五年）参照。

(41) 名誉侵害に極度に敏感で暴力に訴えてでも面子を守ることが要求される「名誉の文化」が存在する社会の研究として、R・E・ニスベット、D・コーエン（石井敬子・結城雅樹編訳）『名誉と暴力 アメリカ南部の文化と心理』（北大路書房、二〇〇九年）が興味深い。武士の名誉の研究として、笠谷和比古『武士道その名誉の掟』（教育出版、二〇〇一年）、池上英子（森本醇訳）『名誉と順応…サムライ精神の歴史社会学』（N T T出版、二〇〇〇年）、谷口・前掲注(40)二四七頁以下など参照。

(42) 犯人の動機は政友会にかかわる疑獄に憤慨したことによると言われる。少し前には星亨も暗殺されている。東京市の疑獄事件に関連して島田三郎の毎日新聞（現在の毎日新聞とは異なる）が通信大臣であった星らを追及し、星は辞任したが、明治三四年六月二日に、伊庭想太郎に刺殺された。春原・前掲注(35)一〇四頁は、「伊庭は『毎日新聞』を愛読し、星を生かしておいては国家のためならぬと、この挙に出たもので、島田の筆は、ついに星を刺すに至ったのである」と述べている。

(43) 昭和二年の改正では暴行罪・脅迫罪の法定刑も一年以下の懲役から二年以下の懲役に引き上げられているが、これも改正刑法仮案にあったものである。

(44) 名誉に対する罪の総件数は、本文表に挙げた一九三八年の四九件の後、三九年は四六件、四〇年は三五件と減少が続いている。

(45) 昭和十一年に内閣情報委員会が設立され、昭和十五年には内閣情報局となって、報道・宣伝の二元的統制を担った。「十年代初期には全国に約一二〇〇の日報紙（週刊、旬刊誌を入れると約七七〇紙）が存在したが、政府は強権をもって統合につとめた結果、十八年には新聞発行社わずか五五社に減少している。この統合の目的は人員、資材の節減にもあったが、真のねらいは情報の統制であった。そこでは政府は初め全国の新聞社を一元化する案を提示したが、これにはさすが新聞人の中にも反対の声が強く、東京、大阪の二大都市を除き、一県一紙の新聞統合が行われたのである。」春原・前掲注(35)二二〇頁。

（東京大学大学院法学政治学研究科教授）